

## 論文

## J・S・ミルと寛容の正当化

上 森 亮\*

本論文は、J・S・ミルの『自由論』を中心として、ミルの寛容論を分析することを目的としている。

ミルの『自由論』は、J・ロックの「寛容に関する第一書簡」と並ぶ寛容論の古典と認められている。実際のところ、ミルの議論は、「おそらくもっとも影響力のあるリベラルな寛容擁護論」であり（[Waldron 1993: 116-117]）、「今世紀〔20世紀〕の寛容についてのすべての議論は暗黙のうちに、あるいは、明示的に『自由論』をその出発点としている」と言われている（[Warnock 1987: 123]）。しかしながら、ミルが寛容を正当化した根拠に関しては現在でも論争が絶えない。たとえば、最近の研究を概観しても、ミルの寛容論は自律（ミルの用語では「個性」<sup>(1)</sup>）に基づいているとするもの（[Sahin 2010: ch.4]）、ある種の認識論的懐疑論に基づいているとするもの（[Newey 1999: 127-130; McKinnon 2006: 47-50]）、実質的な道徳理論、すなわち功利主義に基づいているとするもの（[Lewis 1997]）などが見られる。このような様々な解釈の乱立状態はミルの議論の実り豊かさを示すものであると同時に混乱を生む要因ともなっている。私見では、この混乱の原因は

それぞれの論者が「寛容」という概念で指示するものが異なっていることにある。そこで、本論文ではまず第Ⅰ節において寛容を正当化する際に重要となる問題を列挙し、より精密に分析するための予備的作業を行う。そして、第Ⅱ節とⅢ節では、それを踏まえてミルの議論を分析する。第Ⅳ節では、『功利主義』へと目を向け、Ⅲ節における考察を補完する。最後に、ミルの寛容論において残された課題を示唆して論を終える。

## Ⅰ リベラリズムと寛容の問題

J・ロールズによれば、ミルら19世紀以降のリベラルは当時差し迫ったものと思われた民主的社會を想定して議論している。そのリベラリズムの決定的な想定とは、「平等な市民は異なった、そして実際のところ通約不可能で和解不可能な善の構想をもっている、ということである」[Rawls 2005: 303]。このことから、リベラリズムは「善の構想の多元性は望ましいということ、そして、いかにして自由の体制は人間の多様性の多くの便益を獲得するように多元性を調整しうるか」ということの両方を示そうと試

\* 早稲田大学大学院社会科学研究所 2011年博士後期課程満期退学

みる」[Rawls 2005: 304]。したがって、リベラリズムの課題は2つある。それはまず第1に、多様性は嘆かわしい事実ではなく、望ましいものであることを示すことである。一見したところ、多様性それ自体にはいかなる価値もない。すなわち、悪が多様であってもそのことにはいかなる価値もないし、悪が多様であれば（その分だけ）善となるわけでもない。ゆえに、多様性の望ましさを示すとともに、多様性はどこまで許容されるのかという限界の問題にも答える必要がある。このことは、リベラリズムの2つ目の課題である多様性を可能にし、その便益を獲得する条件の探求とも関連している。本論文では、この問題に答えるためにミルの寛容論を分析するが、その前に本節では、寛容の問題を素描したい。

まずは、政治哲学において広く受け入れられている寛容の定義をあげることから議論することにしよう。それは「他者のあるものについて、否定的態度をとるにもかかわらず、そして干渉・抑圧する力をもつにもかかわらず、そうすることを差し控えること」というものである（詳しくは、[Mendus 1989: ch. 1; King 1998: ch. 1; Newey 1999: ch. 1; Cohen 2004; McKinnon 2006: ch. 1] などを見られたい）。これは、4つの要素から成る定義である。第1に、「干渉したり抑圧したりする力をもつ」という要素は、そうする力をもたずただ耐えるだけの「忍従」「諦念」と寛容を区別するために必要である。これは寛容に扱う主体と寛容に扱われる客体の間に「非対称性」が存在することを含意している。正確には、この非対称性は何を意味しているのか。寛容とは優越した地位にある人々が少数派に示す「慈悲」の一種なのか、あるいは

ゲーテやT・ペイン以来何度も繰り返されてきたように、優越した地位にある人が示す「侮辱」の一種なのか（cf. [Oberdiek 2001: ch. 2; Kaplan 2007: 8-9; Scheffler 2010: 315]）。これを「非対称性の問題」と呼ぶことにしよう。

第2に、「他者のあるもの」とは具体的には何なのか。それは、他者の信念なのか、行為なのか、あるいは人格なのか。これを寛容の「対象の問題」と呼ぶことにする。

第3に、寛容は「賞賛」「支持」「肯定」「尊敬」などと概念的に区別されるのであるから、何らかの否定的態度を前提とするように思われる。それでは、その否定的態度とは、どのようなものなのか。嫌悪感によって否定的態度となるのか、正当化可能な道徳的判断でなければならないのか。あるいは、それ以外のものでも十分なのか。この問題を「否定的態度の問題」と呼ぶことにしよう。

第4に、ある行為を差し控えたり、他者のあるものを受け入れたりすることには、どのような意義があるのか。そもそも、寛容には何らかの価値があるのだろうか。その歴史的起源が示すように<sup>(2)</sup>、便宜的な措置に過ぎないのではないか。この問題は、次のような「寛容のパラドックス」について考えればより明らかになる。

かつて、フランスの神学者ボシユエは「私はあなたを迫害する権利をもっている。なぜならば、私は正しく、あなたは間違っているからである」と述べたとされる。そして、これは、ヴォルテールに帰される言明「私はあなたが言う内容を憎んでいる。しかし、命をかけてあなたがそれを言う権利を守るだろう」と対比される（ただし、これらの言明を両者に帰属

させることは誤りである。ボシュエについては [Rawls 2005: 61, n.16] を、ヴォルテールについては [Waldron 2012: 226-227] を見られたい)。この2つの言明には寛容のはらむ困難が明確に表現されている。先に述べたように、寛容は何らかの否定的態度を前提としているように思われる。ところが、寛容に扱うとは、そうした態度と干渉・迫害などの行為との間に直接的連関を認めないことであり、別言すれば、否定的態度を行為の十分な動機付けとは見なさないことである。これは2つの点で、奇妙な結果をもたらす。まず、通常、「ある行為は悪である」という否定的な道徳判断は、その行為の差し控え・禁止・阻止などの行為を動機付けるものである。しかし、寛容の場合にはこの通常の連関が逆転している。次に、もしもヴォルテールの言明を支持するならば、ボシュエの言明を信じる人を寛容に扱わなければならないことになる。これは反直観的ではないのか。より一般的に言えば、徳としての寛容は耐えられない (intolerable) ことに耐える (tolerate) ことを要求する点で、「概念的に不可能」なものではないのか (cf. [Williams 1996: 19, 25])。これらの問いをまとめて寛容の「価値の問題」と呼ぶことにする。

最後に、概念的問題として自由と寛容の関係も問わなければならない。周知のように、ミルの『自由論』は自由の擁護を目指したものである。寛容の原理が自由の原理であるとすれば、ミルの『自由論』における自由の擁護は寛容の擁護になる。しかしながら、自由と寛容は関連しているとしても別個な概念であるように思われる。以下では、この点についても論じることにしよう。

以上、寛容を正当化する際のいくつかの問題をあげてきた。これらの問題を念頭に置いて次節以降ではミルの議論を分析することにした。

## II 自由で平等な討論と寛容

ミルの生涯にわたるテーマは、「人間の幸福の追求はいかにして可能か」を示すことであったが、それは同時に「いかにすれば人間の能力の十全 (full) かつ多様な (diverse) 発展は可能になるのか」を示すことでもあった。しかし、ミルによれば、「ある人にとって高次の本性の陶冶の助けとなるものは、他者にとって障害となる」ため ([Mill 1977a: 3.14] <sup>(3)</sup>)、何らかの制約の範囲を確定する必要がある。これは、逆に見れば、制約の確定によって、それに服さず許容される信念・意見や行為の範囲も明らかにされるといことである。ゆえに、やや図式的に言えば、次のようになる。すなわち、自由の原理より、それぞれの個人は、(後に本節で見るとように) それがいかなるものであれ意見をもって表明する自由、(次節以降で見る制約内で) ある行為を行なう自由を保障される。そして、その信念や行為がどれ程いとわしいものであろうとも、その他の人々は、寛容の原理より、ある個人(ないし集団)がそのことを信じたか、行なったりすることに干渉したり、そうしているという理由だけで抑圧するべきではない。いわば、(個人の側から見た) 個人的な (individual) 自由と (社会の側から見た) 集合的 (collective) な寛容がミルのリベラリズムの基本である。本節では、まず各個人(あるいは集団)の信念・意見に対する寛容の問題を扱うことにする。

この信念・意見の自由ということで、ミルが擁護するのは、「もっとも包括的な意味での良心の自由」であり、それは「思想と感情の自由、すべての主題についての意見と感情の絶対的な自由」である [Mill 1977a: 1.12]。さらに、これらの自由は、表現の自由や出版の自由と「実践的に不可分」であるため<sup>(4)</sup>、ミルはあらゆる思想・意見・感情とその表現の絶対的な自由を擁護しているように思われる<sup>(5)</sup>。ところが、ミルの擁護する表現の自由は、意見を表明し、それについて討論する自由のことであり、「SはPである」という形式をした言明を主な対象としている（それゆえに、[Vernon 1998: 117-118]の指摘するように、ミルの用いる「表現」という語は、現在の「表現」という語の用法よりも狭いものである）。これは、ミルが「原理としての自由」は「自由で平等な討論による改善が可能となる」までは適用されないと述べていることから明らかであるし（[Mill 1977a: 1.10]）、『自伝』において以下のように述べていることから確かめられる。

「人類にとって、あらゆる意見の平等な自由が重要であるという良心的な感覚から出てくる忍耐 (forbearance)こそが賞賛に値する、あるいは、精神の最高次の道徳的秩序にとって可能な、唯一の寛容 (tolerance) である」 [Mill 1981: 53/邦訳90頁]。

したがって、ミルの議論は、何らかの意見をもつこととそれを表現し、それについて討論する自由を対象にしていることを念頭に置いておかなければならない。以下では、「表現」という語でミルの言う表現を意味する。

さて、ミルは、討論による真理の追求のために、あらゆる意見の表現の自由は必要とされる、と論じる。何らかの意見の表現が抑圧される際のその意見の真理値は、3つに分けられる。まず第1に、ある意見が真理である場合、第2に、偽である場合、第3に、半分の真理を含んでいる場合である。第1と第2の場合に、それを抑圧することによって生まれる弊害は次のように述べられている。

「もしも〔抑圧された〕意見が正しいならば、錯誤を真理と交換する機会を奪われる。もしも意見が間違っているならば、ほとんど同じぐらい有益な、錯誤との衝突によって生み出される真理のより明晰な知覚と活気にあふれた印象を失う」 [Mill 1977a: 2.1]。

まずは、抑圧される意見が真理である（かもしれない）場合から見ていくことにしよう。ミルによれば、通常、意見を抑圧する際に想定されているのは、「その意見は真理ではありえない、間違っていることは確実である」という不可謬性 (infallibility) である [Mill 1977a: 2.3]。なぜならば、ある意見の表現を禁止することは、議論をする前に、当の意見は間違っていると実際上想定することになるからである。これに対して、ミルは、この不可謬性の想定自体が偽でありうる、と反論する。言い換えれば、ミルの反論は可謬主義 (fallibilism) に基づいたものである（これはしばしばある種の「認識論的懐疑論」と呼ばれるが、ここでは誤解を招く表現を避けるために「可謬主義」と呼ぶ）。この可謬主義の根拠は、各人の能力の限界とこれまで多くの誤りが信じられてきたという歴史的事

実だけではなく、人間の知的能力の特異な性格にも求められる。

「彼〔人間〕は、討論と経験によって、自身の間違いを改めることが可能である。経験だけでは不十分である。経験はいかに解釈されるべきかを示すための討論がなければならない。…人間の判断のすべての力と価値は、誤っていた際に矯正可能であるという1つの性質に依存しているのであるから、矯正する手段が常に手もとにある場合のみ、その判断は信頼されうるのである」[Mill 1977a: 2.7]。

したがって、意見の表現を禁止することは、自身の誤りを正す機会を失うことであり、それは自身にとっても損失である。さらに、ある意見の表現を抑圧することは、自分だけではなく、他者からも思考・討論する機会を奪う結果をもたらす。言い換えれば、「彼ら〔抑圧者〕は、すべての人類のために決定し、他のすべての人々から判断する手段を奪ういかなる権威ももたない」にもかかわらず ([Mill 1977a: 2.3])、そうした権威をもつかのように振る舞っている。ゆえに、抑圧者は、他者から自身で思考・判断し、相互に討論し合う実質的な機会を奪うことで、他者に対する損失をももたらしているのである。

これに加えて、ある意見の表現の抑圧を正当化するのに用いられるのが、「その意見は、社会にとって危険である」とか、「その意見の攻撃にさらされる意見は重要である」などのプラグマティックな考慮である。ミルは、これについても「意見の有用性それ自体が意見の問題」であって、討論を必要とする、と答える [Mill

1977a: 2.10]。

次に、一般に受け入れられている意見が真理である（抑圧される意見が偽である）と仮定しても、表現の自由は必要である理由を考察しなければならない。ミルが立証しようとするテーゼは次のようにまとめられる。

「〔ある意見が〕真理であろうとも、十全に、頻繁に、大胆に討論されないならば、生きた真理ではなく、死んだ教義として抱かれるにすぎない」[Mill 1977a: 2.21]。

ミルによれば、知性の育成にとって、もっとも重要なのは、「自身の意見の根拠 (the ground)」を学ぶことである。そして、このためには、「人々が何を信じるのであれ、少なくとも共通の反対論から擁護可能であるべきである」[Mill 1977a: 2.23]。言うまでもなく、反対論から擁護するためには、それに先だって反対論を理解しなければならないが、それは反対論が表現されて初めて可能である。別な見方をすれば、応答を要求する反対論が発言されないならば、「応答」という語は無意味である [Mill 1977a: 2.25]。それゆえに、たとえ間違った意見であれ、それを表現する自由が必要とされるのである。

最後に、問題となる意見が半分の真理 (half-truths) を含んでいる場合であるが<sup>(6)</sup>、これは一般的な意見は、(しばしば真理を含んでいても) 全体的真理ではない点が認められれば、容易に扱いうる [Mill 1977a: 2.34]。なぜならば、全体的な真理であるかどうかは反対論があるかどうかで決まり、その反対論の存在は表現の自由がなければ分からないからである。以上をまと



めて、ミルは「人間の知性の現状においては、真理のすべての面に対するフェアプレーは、意見の多様性を通してのみ可能である」と結論付けている [Mill 1977a: 2.36]。このようにして、リベラリズムの課題であった多様性が望ましい理由とそのために必要な条件の1つが示されるわけだが、ミルの議論は成功しているだろうか。本節の残りでは、第I節であげた寛容の諸問題に照らして、ミルの議論をより詳しく分析していきたい。

まずは、寛容の「対象の問題」については、ここでは意見とその表現が対象であることは自明である。次に「非対称性の問題」であるが、ここは慎重でなければならない。私の見るところ、ミルは、現実には非対称性が存在するにもかかわらず潜在的には対称であると想定している。一方では、ミルは自由で平等な討論の重要性を強調している。この部分だけに注目するならばミルは対称性を仮定しているように思われる。しかし他方で、ミルは積極的に多様性を奨励すると同時に、それぞれの個人のもつ意見の偶然性に気付いている ([Mill 1977a: 2.4])。この諸個人の多様性と偶然性は潜在的な対称性を含意する。実際のところ、ミルは、少数派の意見を優先的に擁護しているが、これは現実に対称性が存在するならば、(少数派が存在しないという仮定によって)ありえないことである。たとえば、ミルは次のように述べている。

「もしも2つの意見の一方が他方よりも、寛容に扱われるだけではなく、促進・奨励されることを要求しようとするならば、それは特定の時・場所でもたまたま少数派である方である」 [Mill 1977a: 2.36]。

また、討論における「最悪の攻撃」とは「反対の意見をもつ人に邪悪で不道徳という汚名を着せることである」が、こうした人格攻撃は多数派と少数派の双方が平等に用いたとしても、少数派に不利に働きがちである（理想的には、双方が用いるべきではないことは言うまでもない）。ゆえに、「真理と正義のためには、多数派が口汚い言葉を用いることを抑制する方が、少数派がそうすることよりも重要である」 [Mill 1977a: 2.44]。これに加えて、「迫害者の論理」についての議論もここでの解釈を支持するものである。第I節ではボッシュエに帰される言明を紹介したが、ミルもこうした立場があることを認識しており、それを「迫害者の論理」と呼んでいる。それは次のような主張である。

「われわれは他者を迫害する。なぜならば、われわれは正しいからである。[しかし] 彼らはわれわれを迫害してはいけない。なぜならば、彼らは間違っているからである」 [Mill 1977a: 4.15]。

ミルによれば、こうした迫害者の論理を受け入れたくないならば、「自分自身に適用された際に、ひどい不正義だと腹を立てるような原理を認めないように注意しなければならない」 [Mill 1977a: 4.15]。これも先に論じた潜在的対称性を支持する見解であるように思われる。これらのことから、現実の非対称性にもかかわらず潜在的には対称であると仮定していたという解釈を採用したい。

続いて、「否定的態度の問題」と「価値の問題」を一緒にして論じることにする。私見では、ここにミルの議論の独創性の1つがある。ミルは、「人類にとって、彼らが本当に大切に

と思うことについては不寛容になることは自然」であることを認めている [Mill 1977a: 1.7]。しかし、自然であるものがそれだけで善であるとは言えないし、「習慣の魔術的影響力」によって、「第二の自然」を「第一の自然」と取り違えている可能性もある [Mill 1977a: 1.6]。これらのことを認めたならば、感情的反発を前提としたうでの干渉の差し控えが寛容の一種となるように思われるかもしれない。しかしながら、感情的反発を前提とした行為の差し控えでは、十分ではない。寛容が前提とする否定的態度は、他者の意見が誤っている（可能性がある）という判断であるべきである。否定的態度として感情的反発だけを仮定するならば、寛容は単なる儀礼的なものとなり、真の討論の対象として捉えることに失敗する。討論において求められるのは、他者の意見が誤っていることを実際に他者に向かって示し、自身が誤っていることを他者に示してもらうことである。ミルによれば、「もっとも保証された信念であっても、それが根拠付けられていないことを証明するよう絶え間なく世界全体を誘う」ことが必要であるが ([Mill 1977a: 2.8])、感情的反発だけを仮定する寛容論ではこうした反証への招待を真剣に捉えることに成功していない。これに加えて、ミルの議論は、寛容の古典的定義の「抑圧する力をもつにもかかわらず」という条項にも興味深い解釈をもたらす。先に見たように、ミルは、抑圧者の不当な権威を指摘していた。A・ハワースが述べるように「ミルの議論とは〔抑圧・迫害を〕執行する権威の行使は、〔争点となる命題の真偽を決める〕認識的権威の保有を決して含意しないというものである」[Haworth 2007: 85]。ゆえに、ミルの議論は、抑圧する力

の行使を差し控え、真偽を決める討論の対象とする根拠を与えているのである。

以上の点は寛容の動機付けとも関連している。第I節で指摘したように、寛容の場合には、判断と行為の動機付けが（通常の場合から見れば）逆転しており、そこに難点がある。この難点に、ミルの寛容論はうまく対処できるように思われる。ミルにとっての真の寛容は「あらゆる意見の平等な自由が重要であるという良心的な感覚から出てくる（flows from）」ものでなければならなかった。このことが示すのは、誤っている（可能性のある）意見であっても寛容に扱う動機付けとして、（問題となる意見の真偽ではなく）自由で平等な討論の重要性を想定しているということである。そして、その討論によって真理が発見・維持されるということも、（議論が循環しておらず）非常に重要な洞察である。

以上、本節では、ミルの信念・意見とその表現を対象とした寛容擁護論を見てきた。しばしば指摘されてきたように、討論すれば真理に至るというのは、あまりにも楽観的であるように思われる。このような批判があることにミルも気付いており、あまり目立たない形ではあるが、真理の発見・維持以外にも寛容であるべき理由をあげている。ミルによれば、「社会的不寛容は、誰も殺さず、どの意見も根絶しない。しかし、人々にそれ〔自分の意見〕を偽装させるか、またはその普及を積極的に行なうことを差し控えさせる」。こうした環境では「精神的発展は束縛され、理性が脅かされる」[Mill 1977a: 2.19, 20]。つまり、不寛容な社会は各個人の知的・精神的発展を妨げることになる。これは各個人の個性の発展を阻害することにつな

がる。それゆえに、社会的寛容は、真理のためだけでなく、個性の発展のためにも必要とされる（さらに詳しくは [Edwards 1988: 103ff.] を参照されたい）。次節では、この個性の発展について見てみることにしよう。

### Ⅲ 個性の発展と寛容

ミルの『自由論』は「危害原理」と後に呼ばれることになった原理を提唱したことで知られている。それは以下の文章で表現される原理である。

「集会的にであれ個人的にであれ、人類が他の誰かの行為の自由に干渉することが正当だとされる唯一の目的は、自己防衛である。文明化した共同体のあらゆる成員に対して、当人の意志に反して、権力が正当に行使されるのは、他者に対する危害を防止するためだけである」 [Mill 1977a: 1.9]。

もちろん、危害とは何かという問題は、ミル研究では非常に重要であり、驚くほど膨大な研究が存在する（差し当たりは [Ten 1980: ch. 4; Gray 1996: ch. 3; Miller 2010: ch. 7] などを参照されたい。言うまでもなく、もっとも包括的な研究は [Feinberg 1984] である）。しかし、本論文では、この問題に直接アプローチすることはできないので、「どのような危害ならば、干渉することが正当化されるのか」という問題について議論してみたい。とはいえ、その前に、次の2つの点を押さえておく必要がある。まず第1に、ミルによれば、「他者の利益に対する損害、あるいは損害の蓋然性だけが社会の干渉を正当化するからといって、常にそのよう

な干渉を正当化すると仮定されてはならない」 [Mill 1977a: 5.3]。言い換えれば、ミルにとっては、他者への危害の存在は干渉の必要条件であっても十分条件ではない（以下では「危害」という語で他者への危害を指す）。実際のところ、ミルは、危害の存在によって、それをもたらす行為への干渉を行なうべきか否かが「議論の対象となる (becomes open to discussion)」と述べている [Mill 1977a: 4.3]。これは、「干渉の正当化」と「干渉の考慮の正当化」を区別していることを示している。ゆえに、危害の存在は、干渉のための必要条件であり、干渉の考慮のための必要十分条件であるという見解を支持していると解釈できる。ところが、こうした解釈では、危害の存在は常に干渉を正当化するわけではないため、他者に危害を及ぼす行為であっても寛容に扱う余地を残している。それでは、寛容の限界はどこにあるのか。後に、この問題を扱うことにしよう。

第2に、ミルは功利主義者であり、「効用から独立した抽象的権利」ではなく、効用に訴えて議論しているが、その効用は「進歩的存在としての人間の永続的な利害に根拠づけられた」ものでなければならない、と論じている [Mill 1977a: 1.11]。これは、効用から独立していな権利による解釈の余地を残していることを含意している。これらのことを踏まえて本論に入りたい。

ミルによれば、各個人の行為の領域にも多様性が必要である。それをミルは次のように表現している。

「人類が不完全である間は、異なった意見があるべきであると同様に、異なった生の実験がある



べきである。…端的に言えば、他者に主として関わるものではない事柄においては、個性が自己主張することが望ましいのである。個人自身の性格 (character) ではなく、他者の伝統や習慣が行為の規則となっているところでは、人間の幸福のもっとも重要な構成要素、そして個人的・社会的進歩の主要な要素が欠けている」[Mill 1977a: 3.1]。

ここでは、ミルの用いる「性格」という語は通常の意味とは異なっていることに注意しなければならない。ミルの言う「性格」は、『論理学体系』において述べているように、ギリシア語の「エトス」に由来するものであり ([Mill 1973-4: bk. 6, ch. 5, sec. 4, p.869])、個人的性格の社会的側面を排除するものではない。ゆえに、J・ウォルドロンも言うように、「彼〔ミル〕は『人間は社会的であるが、より個人主義的に (individualistically) 振る舞うべきである』とは言えない。というのも、ミルは人間の社会性を尊重し、重んじているからである」[Waldron 2003: 226, 強調原文]。

また、ミルは、伝統や習慣の重要性に気付いているが、記録された経験のどの部分が自分の状況や性格に適切に適用可能かは自分自身で見出さなければならない、と論じる。つまり、ミルによれば、慣習や伝統は知識や実践の宝庫ではあるが、単に慣習であるという理由で慣習に従うだけでは、人間に特徴的な資質は発展させられない。なぜならば、「知覚、判断、識別する感情、心的活動、そして道徳的選好さえも、選択を行なうことによるのみ鍛錬される」からである [Mill 1977a: 3.1]。このような選択によって自己の個性を鍛錬していくことで、「それぞれの人は、自身の個性の発展に比例して、

彼自身にとってより価値あるものとなり、したがって他者にとってもより価値あるものとなることが可能である」[Mill 1977a: 3.9, 強調引用者]。ここでは、「各人の個性の発展は自身にとって価値あるものとなる」ということが、そのまま「他者にとって価値あるものとなる」とはされずに、「なることが可能である」とされている。これが意味するのは、各人の個性の発展が、社会的発展を可能とする条件の1つであるということである。そして、このことからベラリズムが示そうと試みる多様性の望ましさも導かれる。

「人間の間では快樂の源泉、苦痛の感受性、様々な物理的・精神的作用の影響にたいへんな違いがあるため、彼らの生活様式に対応した多様性が存在しないならば、幸福の公平な分け前を手に入れることはできないし、…心的・道徳的・美的能力を成長させていくこともできない。そうであるならば、なぜ寛容は…[たまたま]支持者が多いことから黙認される嗜好や生活様式だけに限られなくてはならないのだろうか[そのようなことはない]」[Mill 1977a: 3.14]。

これがミルの個性の発展に基づいた寛容論の概略である。ここで再びI節であげた寛容の諸問題に照らして考えてみたい。まず「対象の問題」であるが、これは他者の行為であるように思われる。しかし、それは同時に他者の性格を対象とすることを意味している。なぜならば、「人間の行なうことは何であれ、その人の性格を帯びて」いるからである ([Mill 1977a: 3.9])。次に、「非対称性の問題」にミルが配慮していたことも明らかである。ミルの議論の1つの目

的は「現在の世論の傾向」が「明白な個性の表現に対して不寛容である」ことを批判することであるが（[Mill 1977a: 3.15]）、こうした世論は「生活の細部のより深いところにまで侵入し、魂それ自体を奴隷にする」[Mill 1977a: 1.5]。このことに気付いていたがゆえに、言い換えれば、「社会的存在としてのわれわれは、原子論的個人よりも、相互の否認に対して（とりわけそれがひとまとめにして表現されたときには）脆弱である」という認識から（[Waldron 2003: 227]）、ミルは、集合的徳としての寛容を擁護しているのである。

「否定的態度の問題」と「価値の問題」については、前節と類似した議論で扱おう。ただし、否定的態度に代わる行為の動機付けが、個性の発展とそれによって可能となる社会の発展である点が異なる。簡単に言えば、意見とその表現の自由の場合には、自由で平等な討論とそれによって生み出される真理のために、誤っている（可能性のある）意見の表現を禁止すべきではないと論じたのに対して、ここでは個性の発展のために、たとえその選択が誤っているように思われようとも各個人に委ねるべきであると論じている点が異なっているのである。

しかしながら、これだけで議論が完成するわけではない。ミルは、すべての人の個性が完全に調和する世界が（理想ではあっても）現実には可能ではないと考えていた。つまり、「ある人にとって高次の本性の陶冶の助けとなるものは、他者にとって障害となる」のであるから（[Mill 1977a: 3.14]）、「あらゆる人にとって、その存在を価値あるものとするものは、他者の行為に対する制約を強制することに依存している」[Mill 1977a: 1.6]。したがって、以下のよ

うにも述べている。

「より強力な人間性をもつ人が他者の権利を侵害することを防止するために必要なだけの制約をなしで済ますことはできない。しかし、これについては、人間の発展という点で十分な埋め合わせが存在するのである」[Mill 1977a: 3.9]。

ここで、危害原理が重要となる。これまで見てきたことを踏まえて、本論文の残りでは、危害原理と寛容の限界について考えることにする。別言すれば、（干渉の考慮の必要十分条件ではあっても）干渉の必要条件でしかないというタイプの危害ではなく、常に干渉を正当化するタイプの危害について論じることにする。これは、寛容の1つの限界を確定することにもなる。この問題について先に結論を言えば、「他者のある種の権利に対する侵害は常に干渉を正当化する」となる。それでは、その権利とはどのようなものか。第1の条件としては、人間の発展の観点から見てその制約の害悪が相殺される類のものでなければならぬ点があげられる。そして、第2に、その権利は効用に基礎づけられるものであるが、その効用は「進歩的存在としての人間の永続的利害」でなければならぬ。これらの条件を充たすような権利概念は存在するだろうか。次節では、この問題について考察し、寛容の限界を探ってみたい。

#### IV 道徳的権利としての正義と寛容の限界

ミルが、『功利主義』第5章で論じるところでは、正義に関連した権利というものが存在する<sup>(7)</sup>。最初に、ミルの言う正義概念をあげて、

その後分析していきたい。ミルの言う正義とは次のものである。

「正義とは、ある道徳的規則のクラスの名称であって、それは人間の福利の本質的要素に、そして、人生の指針となる他の規則よりも絶対的な責務にかかわる」[Mill 1969: 5.32]

この文章を解釈するために、道徳的義務の特徴から見ていくことにしよう。ミルによれば「すべての形式の義務の概念は、ある人はそれを果たすことを正当に強制されうることを含む」[Mill 1969: 5.14]。これに加えて、「[ある人が、ある行為を行なったことは] 何らかの仕方で罰せられるべきであるということの意味しないならば、あるものを不正とは呼ばない」のであるから（[Mill 1969: 5.14]）、強制性と違反した際の何らかの罰則が道徳的義務を構成している（ただし、罰則とは法的処罰だけではなく、同胞の世論による制裁や自身の良心の呵責などを含んでいる cf. [Mill 1969: 5.14]）。この道徳的義務は、「完全責務」と「不完全責務」に区別され、前者は「1人あるいは複数の人々が対応した権利をもっている」義務であり、後者は「いかなる権利も生まない」義務である [Mill 1969: 5.15]。正義は完全責務に属するものであり、次のように表現される。

「[正義は] 行なうことが正しく、行なわないことが不正であることだけではなく、ある個人がわれわれに対して道徳的権利として請求しうることを含意している」[Mill 1969: 5.15]。

ここでミルは道徳的権利に言及しているが、

これは「権利」という概念によって義務と相関した請求権を念頭に置いていることを示している。実際に、ミルは「何らかのものがある人の権利であると呼ぶときには、彼が所有しているものを、法律の力、あるいは教育や世論の力によって保護してもらうことを社会に対して妥当に請求しうる、ということの意味している」とも述べている [Mill 1969: 5.23]。したがって、自由権とは別個の権利概念について論じているように思われる。なぜならば、L・W・サムナーが言うように、請求権の場合には「AがBに対してXを行なうように請求することは、BがXを行なう義務をAに対して負うことと論理的に等しい」のに対して、自由権の場合には「AがXを行なう（あるいは行なわない）自由は、AのXを行なう義務とXを行なわない義務の不在と論理的に等しい」からである（[Sumner 2006: 185-186]）。ゆえに、自由権としての危害原理は、権利と相関した義務を課す請求権としての正義とは関連しないように思われる。この点をさらに掘り下げるには、ミルが正義の感情（sentiment）と呼ぶものに目を向けなければならない。

正義の感情の2つの本質的要素は危害を加えた人を罰したいという欲求と危害が加えられた〔特定可能な〕個人（あるいは諸個人）が存在するという知識ないし信念である [Mill 1969: 5.18]。前者の欲求は自然的感情の一種であってもそれ自体では道徳的ではないので、人間のもつ共感の能力によって道徳化されなければならない。事実、「自然的感情は誰かがわれわれにとって不快なことをすると見境なく憤慨する傾向」にあるが、それが社会的共感によって道徳化されている場合には、一般的善と一致する

方向に働くようになる。さらに、人間は、知性によって、自分自身の利害と自分が属する人間社会の利害の共通性を理解できるので、「社会一般の安全を危険にさらす行動は、自分自身に対する脅威となり、自己防衛の本能を呼び起こす」[Mill 1969: 5.20]。これらをミルは以下のようにまとめている。

「自分自身や自分が共感している人に向けられた損害や危害に対して、反撃あるいは報復したいという動物的欲求が、人間の拡張された共感の能力と理性的な自己利益という人間の構想によって、すべての人々を含むように広げられたものが正義の感情であるように思われる」[Mill 1969: 5.23]

この文章の中では、報復したいという欲求を根絶したものではなく、すべての人々を含むように拡張されたものを正義の感情と呼んでいる点に注目しよう。これは、ミルがあらゆる利益の中でもっとも重要と考える利益である「安全性 (security)」と関連している。報復したいという欲求は、この安全性からその激しさだけではなく、その道徳的正当化を引き出している。そして、安全性は、「それを提供する仕組みが常に作動していなければ手に入れることは不可能」なので、「われわれの生存の基盤を安全なものとするために協力することを同胞に対して請求しうる」[Mill 1969: 5.25]。ここまで来れば、危害原理まではあと一歩である。実際のところ、ミルは、次のように述べている。

「人類が相互に害を加えること（ここには相互の自由への不正な干渉が含まれることを決して忘れてはいけない）を禁止する道徳的規則は、他の

いかなる格律よりも重要である。…それゆえに、すべての個人を他者の直接の危害から、あるいは自身の善を追求する自由を妨げられることによる危害から保護する道徳は、人がもっとも気にかけるものであり、言葉と行動で広め強化することにもっとも強い関心をもっているものである」[Mill 1969: 5.33]。

ゆえに、危害原理は、正義によって要請される責務であり、「ほとんど絶対的な」権利をもたらす。まず、危害には相互の自由への不正な干渉が含まれるのであるから、自由への不正な干渉行為もほとんど絶対的に禁止される。そして、「何らかの仕方で罰せられるべきであるということの意味しないならば、あるものを不正とは呼ばない」ため、自由への不正な干渉行為については、その干渉行為に対する干渉を常に正当化する、と言える。こうしてミルの議論においては、道徳的権利としての正義によって自由権が確立され、各個人は他者や社会に対して自由を権利として請求しうる（また、権利と義務の相関より、各個人は他者の自由を尊重する義務を負う）ことになる。そして、自由への不正な干渉とは「自身の善を追求する自由を妨げる」タイプの行為であり、これと各人の安全性を脅かす行為の2つの行為については干渉することが常に正当化されることになるのである。

最後に、以上の考察と前節の考察をまとめておきたい。前節の最後で見たように、その侵害が干渉を常に正当化するような権利は、人間の発展に資するものでなければならず、「進歩的存在としての人間の永続的利害」に基礎づけられたものでなければならなかった。ミルの権利論はこれらの条件を充たしているだろうか。自

由や安全性という利益への注目は非常に重要である。というのも、ミルが重視した人間の発展は自由や安全性がなければ不可能であるように思われるからである。そうであるならば、道徳的権利としての正義によって保護される自由や安全性は進歩的存在（私は進歩可能な存在と解釈すべきであると考えるが）としての人間の永続的利害であり、先に述べたある種の権利となる。このことから、（その他の場合にはどうであるかは未決のままだが、少なくとも）他者のある種の権利の侵害としての危害は、寛容の1つの限界を形成すると論じられる。したがって、本節の結論は「寛容の境界の少なくとも1つは正義と境を接している」とまとめられるだろう。

### おわりに：残された課題

最近のミルの寛容論研究には注目すべき1つの傾向が存在する。それは、ミルの寛容論を多文化主義と関連付けて論じる傾向である（こうした例としては [Finlay 2003; Tunick 2005; Donner 2008; Morgan 2008; Waldron 2008] などがあげられる）。これは、一方では、いわゆるリベラル・コミュニタリアン論争以後の多文化主義論争という政治哲学の潮流を反映しており、他方では、ミル研究の進展によって、従来考えられてきたよりも、ミルは集団的な性格の形成の問題に配慮していたことが認められたことに由来する傾向である。かつては、ミルの想定する人間は、孤立した利己的諸個人であり、豊かな文化的背景を背負った「厚みのある」自己ではないという非難も存在した。こうした批判は、ミルの議論の一面的な解釈に基づ

いたものであることが認められた現在ではほとんど見かけなくなった、と言ってよい（例外は [Elshtain 2003: 218-222] であり、ミルが想定しているとされる「薄っぺらな主体」を批判している）。ところが、ミルを多文化主義論争に位置づけるには、『自由論』や『功利主義』だけではなく、『代議制統治論』 [Mill 1977b: esp.ch.16] や『論理学体系』 [Mill 1973-4: bk.6, ch.5, 10, 12] などにも目を向けなければならない<sup>(8)</sup>。本論文では、多文化主義者としてのミルに着目することはできなかったが、これは今後興味深い研究を行なう余地がある分野であるように思われる。

\*本研究は、科学研究費補助金（課題番号23-7483）の助成を受けたものである。

[投稿受理日2012.8.24/掲載決定日2013.1.24]

### 注

- (1) F・バーガーも言うように、ミルは自身の立場を表すのに「自律 (autonomy)」という語を（書簡の中で）一度しか用いていない（[Berger 1984: 233, 334, n.25]）。しかし、ミルの言う「個性」は日常の用法における「個性」とは違っていること、それは「自律」という語でもっともよく表現されることなどの理由で、「自律」という語を用いる研究者が多い。とはいえ、ミルの語法の尊重から本論文では一貫して「個性」という語を用いることにする。
- (2) 寛容の起源は、古代のペリクレスの統治にあるとされたり（[Mill1978: 317-321; Furedi 2011: 28-29]）、ソクラテスにあるとされたりする（[Fiala 2005: ch. 1]）。しかし、宗教改革に続く宗教戦争以後に本格的に議論され始めたという説が有力である。そして、その際の寛容は、戦略的で不承不承の妥協であったということでもほとんど意見が一致しているように思われる。こうした近代の寛容の起源については [Zagorin 2003; Kaplan 2007] を参照されたい。
- (3) 現在では『自由論』や『功利主義』には膨大な



版があるため、引用の統一のためにページ数ではなく章と段落をあげる引用の仕方が一般的になってきている。本論文ではこれにならって、たとえば『自由論』第2章・8段落を [Mill 1977a: 2.8] と表記する。

- (4) ミルの用いる表現は「実践的に不可分 (practically inseparable)」であるが、[Jacobson 2000: 284] の指摘するように、この表現には弱い意味と強い意味がある。弱い意味では「實際上 (almost) 不可分」と同義となり、強い意味では「実践において (in practice) 不可分」と同義となる。これは、どちらを採用するかで、ミルの議論が変化するため瑣末な差異ではない。ここでは [Jacobson 2000: 283-284] にならって、強い意味での解釈を採用し、思想と行為の概念的区分においては、表現は思想のカテゴリーに含まれると解釈する。
- (5) ただし、ミルは、ある状況で、暴力行動を誘発する意図をもってなされる扇動は例外であるとも述べている ([Mill 1977a: 3.1])。このことは意見と表現の絶対的な自由と矛盾するわけではない。ここで、注 (4) で述べたように、表現は思想のカテゴリーの中に含まれるとする。そうすると、通常の「唱道」は表現と分類されうる。ところが、ある状況下で、暴力行動を誘発する明白な意図をもってなされる「扇動」は行為となる。ゆえに、絶対的自由の保護から外れることになるのである。このミルのあげた扇動の例についての詳しい議論については、[Cohen-Almagor 1994: 122-128; Jacobson 2000: 285-286; O'Rourke 2001: 126-136] などを参照されたい。
- (6) 「半分の真理」という語は、現在の用法では「欺瞞」に極めて近いものを意味しており、良い意味では用いられない (cf. [Carson 2010: 57-58; 248ff.])。しかし、ミルの用法にはそのような含意はないことに注意しておかなければならない。
- (7) すでにミルの権利論や正義論には [Berger 1984; Lyons 1994] などの本格的研究が存在し、最近では [Kahn (ed.) 2012] も出版されている。また、以下で見る正義の感情についても J・ライリーの注目すべき研究 (たとえば [Riley 2010; 2012]) が存在するし、安全性という利益も [Gray 1996: ch. 3, esp.52ff.] によって考察されている。さらに、『論理学体系』を踏まえた上での、従来とは異なったミルの権利論解釈もある ([Zivi 2012: 52-67])。こ

れらの先行研究について限られたスペースで詳しく論じることはできないので、以下ではミルのテキストに絞って論じることにする。

- (8) とはいえ、『代議制統治論』16章と『論理学体系』6巻は、非常に解釈の分かれる部分である (たとえば [Miller 2000: 34-36] と [Waldron 2008: 168-169] を比較されたい。現在のところもっとも包括的な研究は [Varouxakis 2002] である)。事実、ミルは自身の議論には論争の余地があることに気づいており、『論理学体系』の改訂版を出す度に修正を加えている。この修正のもつ意味については、[Varouxakis 2002: 126-127; 2007: 281-283] を参照されたい。

#### 参考文献

- Fred Berger 1984. *Happiness, Justice, and Freedom*, University of California Press.
- David Bromwich and George Kateb (eds.) 2003. *On Liberty: John Stuart Mill*, Yale University Press.
- Thomas L. Carson 2010. *Lying and Deception*, Oxford University Press.
- Andrew Jason Cohen 2004. "What Toleration Is", in *Ethics*, Vol.115, No.1, pp.68-95.
- Raphael Cohen-Almagor 1994. *The Boundaries of Liberty and Tolerance*, The University Press of Florida.
- Wendy Donner 2008. "Autonomy, Tradition, and the Enforcement of Morality", in [Ten (ed.) 2008], pp.138-164.
- David Edwards 1988. "Toleration and Mill's Liberty of Thought and Discussion", in *Justifying Toleration* (S. Mendus, ed.), Cambridge University Press, pp.87-113.
- Jean Bethke Elshtain 2003. "Mill's Liberty and the Problem of Authority", in [Bromwich and Kateb (eds.) 2003], pp.208-223.
- Joel Feinberg 1984. *Harm to Others*, Oxford University Press.
- Andrew Fiala 2005. *Tolerance and the Ethical Life*, Continuum.
- Graham Finlay 2003. "John Stuart Mill as a Theorist of Toleration", in *Toleration, Neutrality and Democracy* (D. Castiglione and C. McKinnon, eds.), Kluwer Academic Publishers, pp.125-139.
- Frank Furedi 2011. *On Tolerance*, Continuum.
- John Gray 1996. *Mill on Liberty: A Defence*, 2nd ed.,

- Routledge.
- Alan Haworth 2007. "On Mill, Infallibility, and Freedom of Expression", in *Res Publica*, Vol.13, No.1, pp.77-100
- Daniel Jacobson 2000. "Mill on Liberty, Speech, and the Free Society", in *Philosophy and Public Affairs*, Vol.29, No.3, pp.276-309.
- Leonard Kahn (ed.) 2012. *Mill on Justice*, Palgrave Macmillan.
- Benjamin Kaplan 2007. *Divided by Faith*, Harvard University Press.
- Preston King 1998. *Toleration*, 2nd ed., Frank Cass Publishers
- David Lewis, "Mill and Millquetoast", in *Mill's On Liberty* (G. Dworkin, ed.) Rowman and Littlefield, pp. 1-29.
- David Lyons 1994. *Rights, Welfare, and Mill's Moral Theory*, Oxford University Press.
- Catriona McKinnon 2006. *Toleration: A Critical Introduction*, Routledge.
- Susan Mendus 1989. *Toleration and the Limits of Liberalism*, Macmillan. / 谷本光男・北尾宏之・平石隆敏訳『寛容と自由主義の限界』ナカニシヤ出版, 1997年.
- John Stuart Mill 1969. "Utilitarianism", in *Essays on Ethics, Religion and Society: Collected Works, Vol.10* (J. Robson, ed.), The University of Toronto Press, pp.203-259. / 川名雄一郎・山本圭一郎訳「功利主義」『功利主義論集』京都大学学術出版会, 2010年, 257-354頁.
- 1973-4. *A System of Logic: Collected Works, Vol.7-8* (J. Robson, ed.), The University of Toronto Press.
- 1977a. "On Liberty", in [Mill 1977c], pp.213-310. / 塩尻公明・木村健康訳『自由論』岩波書店, 1971年.
- 1977b. "Considerations of Representative Government", in [Mill 1977c], pp.371-577. / 水田洋訳『代議制統治論』岩波書店, 1997年.
- 1977c. *Essays on Politics and Society: Collected Works, Vol.18-19* (J. Robson, ed.), The University of Toronto Press.
- 1978. *Essays on Philosophy and the Classics: Collected Works, Vol.11* (J. Robson, ed.), The University of Toronto Press.
- 1981. "Autobiography", in *Autobiography and Literary Essays: Collected Works, Vol.1* (J. Robson and J. Stillinger, eds.), The University of Toronto Press, pp. 1-290. / 山下重一訳『評註 ミル自伝』御茶ノ水書房, 2003年.
- Dale E. Miller 2010. *J. S. Mill*, Polity Press.
- David Miller 2000. *Citizenship and National Identity*, Polity Press.
- Glyn Morgan 2008. "The Mode and Limits of John Stuart Mill's Toleration", in *Toleration and Its Limits* (J. Waldron and M. Williams, eds.), New York University Press, pp.139-167.
- Glen Newey 1999. *Virtue, Reason, and Toleration*, Edinburgh University Press.
- Hans Oberdiek 2001. *Tolerance: Between Forbearance and Acceptance*, Rowman and Littlefield.
- K. C. O'Rourke 2001. *John Stuart Mill and Freedom of Expression*, Routledge.
- John Rawls 2005. *Political Liberalism*, Expanded ed., Columbia University Press.
- Jonathan Riley 2010. "Justice as Higher Pleasure", in *John Stuart Mill-Thought and Influence* (G. Varouxakis and P. Kelly, eds.), Routledge, pp.99-129.
- 2012. "Happiness and the Moral Sentiment of Justice", in [Kahn (ed.) 2012], pp.158-183.
- Bican Şahin 2010. *Toleration: the Liberal Virtue*, Lexington Books
- Samuel Scheffler 2010. "The Good of Toleration", in *Equality and Tradition*, Oxford University Press, pp.312-336
- L. W. Sumner 2006. "Mill's Theory of Rights", in *The Blackwell Guide to Mill's Utilitarianism* (H. West, ed.), Blackwell Publishing, pp.184-198.
- C. L. Ten 1980. *Mill on Liberty*, Clarendon Press.
- (ed.) 2008. *Mill's on Liberty*, Cambridge University Press.
- Mark Tunick 2005. "John Stuart Mill and Unassimilated Subjects", in *Political Studies*, Vol.53, No.4, pp.833-848.
- Georgios Varouxakis 2002. *Mill on Nationality*, Routledge.
- 2007. "Cosmopolitan Patriotism in J. S. Mill's Political Thought and Activism", in *J. S. Mill's Political Thought* (N. Urbinati and A. Zakaras, eds.), Cambridge University Press, pp.277-297.
- Richard Vernon 1998. "Beyond the Harm Principle", in *Mill and the Moral Character of Liberalism*, (E. Eisenach, ed.) The Pennsylvania University Press, pp.115-129.
- Jeremy Waldron 1993. "Mill and the Value of Moral Distress", in *Liberal Rights*, Cambridge University Press, pp.115-133.
- 2003. "Mill as a Critic of Culture and Society", in [Bromwich and Kateb (eds.) 2003], pp.224-245

- 2008. “Mill and Multiculturalism”, in [Ten (ed.) 2008], pp.165-184.
- 2012. *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press.
- Mary Warnock 1987. “Limits of Toleration”, in *On Toleration* (S. Mendus and D. Edwards, eds.), Oxford University Press, pp.123-139.
- Bernard Williams 1996. “Toleration: An Impossible Virtue?”, in *Toleration: An Elusive Virtue* (D. Heyd, ed.), Princeton University Press, 1996, pp.18-27.
- Perez Zagorin 2003. *How the Idea of Religious Toleration Came to the West*, Princeton University Press.
- Karen Zivi 2012. *Making Rights Claims*, Oxford University Press.